	2　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を受信する高機能グループ呼出受信機 ⑴　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 ⑵　設備規則第40条の４第１項各号（第４号及び第６号を除く。）の条件に適合するものであること。 ⑶　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［略］	［略］
船舶地球局の無線設備の機器	1　インマルサットＣ型の無線設備（設備規則第40条の４第２項のインマルサットＣ型の無線設備をいう。以下同じ。） ⑴　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 ⑵　設備規則第40条の４第１項各号（第４号及び第６号を除く。）の条件に適合するものであること。 ⑶　設備規則第40条の４第２項第１号から第３号までの条件に適合するものであること。 ⑷　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 2　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備 ⑴　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 ⑵　設備規則第40条の４第１項各号（第４号及び第６号を除く。）の条件に適合するものであること。 ⑶　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［略］	［略］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種		試験方法		条件
［略］				
高機能グループ呼出受信機の機器		［略］	［略］	［略］
［略］				
船舶地球局の無線	インマルサットＣ型の無線設備及び	［略］	［略］	［1　略］ 2　始動後十分安定した状態において、次の電気的条件を満たすこと。 ［⑴　略］

［同左］	［同左］
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットＣ型の無線設備（設備規則第40条の４第２項のインマルサットＣ型の無線設備をいう。以下同じ。） ⑴　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 ⑵　設備規則第40条の４第１項各号（第４号及び第６号を除く。）の条件に適合するものであること。 ⑶　設備規則第40条の４第２項第１号から第３号までの条件に適合するものであること。 ⑷　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［同左］	［同左］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種		試験方法		条件
［同左］				
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器		［同左］	［同左］	［同左］
［同左］				
インマルサット船	インマルサットＣ型の無線設備	［同左］	［同左］	［1　同左］ 2　始動後十分安定した状態において、次の電気的条件を満たすこと。 ［⑴　同左］